



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*27 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政管理課) 1

○ 訓令

*24 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政管理課) 2

規 則

和歌山県規則第27号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
組織	職	職務	組織	職	職務
地方機関	所長（校にあっては校長、場にあっては場長、園にあっては園長、文書館にあっては館長、こころの医療センターにあっては院長、高等看護学院及び産業技術専門学院にあっては学院長、なぎ看護学校にあっては学校長。次項の表において「所長」という。）	略	地方機関	所長（校にあっては校長、場にあっては場長、園にあっては園長、文書館にあっては次長、こころの医療センターにあっては院長、高等看護学院及び産業技術専門学院にあっては学院長、なぎ看護学校にあっては学校長。次項の表において「所長」という。）	略
	略			略	

2 略

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第24号

府 中 一 般
各地方機関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前				
区分	決裁者	代決者	区分	決裁者	代決者		
		第1順位者 第2順位者			第1順位者 第2順位者		
略			略				
県税事務所	略			県税事務所	略		
略			略				
2～5 略			2～5 略				
別表第2（第3条関係） 地方機関の長個別専決事項			別表第2（第3条関係） 地方機関の長個別専決事項				
専決者	専決事項			専決者	専決事項		
略			略				
文書館長	略			文書館次長	略		
略			略				
備考 略			備考 略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。